

令和3年 第7回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年4月22日（木）午後1時

場 所：教育委員会室

令和3年4月22日

東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第40号議案

東京都公立学校長の任命について（令和3年5月1日付）

第41号議案及び第42号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 令和3年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について

(2) 令和2年度条件付採用教員の任用について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	松 川 桂 子
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和3年第7回定例会を開会します。

本日は、5名の傍聴の申込みがございました。これを許可してよろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた方に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。また傍聴人の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 3月18日の臨時会議事録及び3月25日の令和3年第5回定例会議事録につきましては、先日配布をいたしまして御覧いただきましたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。—— 〈異議

なし) ——では、3月18日の臨時会議事録及び3月25日の令和3年第5回定例会議事録については承認を頂きました。

4月8日の令和3年第6回定例会議事録が配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしくお願いたします。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第40号議案から第42号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので、これを非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

報 告

(1) 令和3年度東京都教科用図書選定審議会(第1回)の答申について

【教育長】 それでは議事に入ります。報告事項(1)令和3年度東京都教科用図書選定審議会(第1回)の答申についての説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それではよろしくお願いたします。

小・中学校などの義務教育諸学校において、来年度使用する教科書の採択方針につきまして、東京都教科用図書選定審議会に諮問し、答申を得ましたので、御報告させていただきます。

始めに3ページの図で、義務教育諸学校用教科書の採択の流れについて御説明いたします。文部科学大臣による検定を経た教科書の採択に当たりましては、都教育委員会が設置する教科用図書選定審議会の意見を聞いて、業務を進めてまいります。具体的には、このたび採択方針を始め、調査研究資料や都立学校の教科書の採択について審議会に諮問し、答申を頂きます。

また採択に先立ち、教科書の調査研究資料を作成する際に、公立学校の教員等に調査員を委嘱して、調査研究を行い、その内容を報告してもらいます。

審議会から答申を頂いた後、都教育委員会において、都立学校で使用する教科書について採択するほか、区市町村教育委員会や国立・私立学校の校長に対して、指導・

助言又は援助を行ってまいります。

次に4ページでございます。

教科書の検定・採択・使用のスケジュールについて御説明いたします。各校種とも、まず文部科学省における検定があり、翌年度に各教育委員会等が調査研究及び採択を行い、更に次の年度に学校で使用を開始するという流れになっています。調査研究・採択替えを行う年度には、表の中に黒丸を付けてございます。

続きまして、スケジュール表の右から4番目の列、今年度、令和3年度の業務についてでございます。小学校につきましては、令和4年度に開校する都立小学校1・2学年で使用する教科書の調査研究を行い、新たに採択していただく必要がございます。

次に中学校につきましては、今年度から新たな学習指導要領が実施される予定となっていたことから、昨年度、全ての教科の教科書について新たな採択をしていただきました。今年度は下段の「令和2年度教科書検定結果の概要（中学校）」のとおり、昨年度、文部科学省における中学校用の教科書検定の結果、1点が合格しましたので、その教科書の調査研究を行ってまいります。特別支援学級・特別支援学校で使用する絵本などの一般図書につきまして、毎年度採択替えを行うことができます。今年度、一般図書についても調査研究を行ってまいります。

それでは資料の1ページにお戻りいただきます。

本答申は、3月25日に開催いたしました第5回定例会で御決定を頂きました、審議会への諮問事項のうち、教科書の採択方針についての答申でございます。4月12日に第1回東京都教科用図書選定審議会を開催し、教科書の採択方針について御審議いただきました。

まず、「1 教科書採択に当たっての留意事項について」でございます。都教育委員会は（1）から（4）にございますとおり、「採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと」、「より専門的な調査研究を行うこと」、「特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情にも十分配慮すること」、「各採択地区の実情に応じて創意工夫すること」の4点に留意して採択を行うとともに、区市町村教育委員会のほか、他の採択権者においても同様の考え方で採択するよう、指導・助言又は援助を行うこととされています。

次に「2 教科書の調査研究に当たっての留意・検討すべき事項について」でござ
います。

(1) 及び(2)では、小・中学校用の教科書の調査研究に当たり、学習指導要領
の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるよう、内容及び構成上の工
夫について調査研究することとされております。これに加え(3)では、都立学校の
調査研究につきまして、アの都立小学校については小中高一貫教育の特色及び学校の
特色を考慮することが求められております。イの都立中学校及び都立中等教育学校の
前期課程につきましては、中高一貫教育の特色や各学校の特色を考慮することが求め
られております。更に、ウの都立特別支援学校の小学部・中学部につきましては、児
童・生徒の障害の状態や特性等を考慮することとされております。また(4)の特別
支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書につきましても、児童・生徒の障害の
状態や特性等を考慮して調査研究することとされているほか、一般図書を教科書とし
て使用する際の指導上の配慮事項についても調査研究することとされております。

最後に、今後の予定でございます。3ページの下段を御覧ください。

本日、御了解をいただきましたら、早速調査研究に着手した上で、資料にまとめ、
今後開催される選定審議会に諮った上で、6月中旬の教育委員会で御報告をさせてい
ただきます。それを踏まえて、採択は7月下旬に行っていただく予定です。なお、今
回の答申内容につきましては、他の採択権者への指導・助言・援助として、区市町村
教育委員会及び国立・私立学校の校長に通知いたしたいと存じます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願
いを申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 基本的にこういった形でよろしいのかなというふうに思うのですが、
1点だけ。せっかく都立学校で、今回小学校が加わり、小中高一貫ということになり
ますので、この2ページの(3)で指摘されているように、小中高一貫教育の特色及
び学校の特色を考慮するという、ここはとても大切なことではないかなと思いますので、
なかなか教科書の調査研究の中でとか、採択に当たってどういうふうに小中高連携が

できるのかというのは難しさもあるのかなとは思いますが、個別バラバラに選ぶとかということではなく、やはりある種の一貫性を持って、小学校からこういう能力・資質を育て、それを中学・高校と伸ばしたいという、そういう思いを持って、教科書などの選定にも臨んでいただきたいというふうに思いますので、何らかの形で、ここは学校段階を越えた協議をするとか、連携するとか、何かそういうこともあって然るべきなのかなというふうにも思うのですが、どのようなことをお考えになられているかお伺いできればと思います。

【指導部長】 新しくできる小学校は、委員御存じのとおり、研究校としての役割も非常に多くございます。今、学校で授業のいろいろな組み立てをしておりますが、大きなところでは、例えば全ての教科で、今、探究的な学びを基本としたものを考えているところでございます。基本的な流れとしては、まず個人で思考をして、それから協働で学び、それをフィードバックして個人探究を行うという流れを、12年間かけて行うということを考えております。そういった意味で、例えば教科書には探究的な学びに結び付く素材が多かったりですとか、そういったところは必要になってくるかと思えます。また、これは一つの例なんですけど、この学校の目標の一つとして、論理的な思考力を育成するというところで、言語能力の向上が大切と考えております。具体的に言いますと、小学校の1・2年生では、国語や生活科を中心に体験活動を言葉にする、それから3・4年生では国語や算数や理科において論理的な文章に慣れる、5・6年生では多くの教科で多面的に物事を追究するなど、教科横断的な学びに取り組むことを考えております。よって、教科書の中にも、例えば日常現象を扱う内容ですとか、情報を扱う内容ですとか、学び方、調べ方、協働的な学習の活動の在り方ですとか、そういったものが教科書の中でちりばめられると、より研究校としての役割を果たしていけるのではないかとこのころでございますので、そういったところも調べていきたいと思っております。

【北村委員】 よろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見等ございませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

(2) 令和2年度条件付採用教員の任用について

【教育長】 それでは、次に報告事項(2) 令和2年度条件付採用教員の任用についての説明を人事部長からお願いいたします。

【人事部長】 報告事項(2) 令和2年度条件付採用教員の任用について御説明いたします。

条件付採用ですが、採用選考では能力の実証に限界がありますため、採用から一定の期間を条件付の採用といたしまして、職場での実際の勤務を通じて職務能力を観察した上で、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用とする制度でございます。

また、条件付採用の期間でございますけれども、表の下の方に参考の(注2)として記載してございますけれども、地方公務員法の定めでは6カ月とされてございます。そして養護教諭と実習助手につきましては、地方公務員法の原則どおり条件付採用の期間は6カ月でございますけれども、教諭につきましては(注1)に記載しておりますとおり、教育公務員特例法の規定によりまして、条件付採用期間は1年となっております。

勤務成績の判定に当たりましては、教諭につきましては採用後10月を経過した日、養護教諭及び実習助手につきましては採用後4月を経過した日におきまして、特別評価を実施し、正式採用の可否について判定してございます。

そして中ほどの表でございます。令和2年度に採用いたしました教員の条件付採用期間後の任用状況でございますけれども、表の太枠で囲まれた部分が令和2年度でございます。養護教諭・実習助手を含む条件付採用教員数は3,091人で、正式採用者数は3,004人ございました。差引きの87人が正式採用にならなかったものでございまして、その内訳はその下の(ア)から(ウ)に記載してございます。

まず(ア)の年度途中の自主退職者でございますけれども、83人ございました。この方たちは自己都合で退職した方々でございます。自主退職に至る事情は表に記載してございませんけれども、病気が36人、転職や他県教員への就職等の進路変更が26人、介護などの家庭事情が9人などとなっております。

次に(イ)の懲戒免職者が1人ございまして、(ウ)の正式採用「否」の者につ

きましては、これは特別評価を実施いたしまして正式採用不可となった者でありまして、3人で行いました。そしてこの3人につきましては、全員が自主退職となっております。この3人を正式採用不可とした理由でございますけれども、指導力の不足やメンタル面の不調からの勤務日数不足という事情でございます。校種ですけれども、小学校が2人、中学校が1人となっております。

そして表の一番下でございます。正式採用とならなかった者の割合でございますが、2.8%で行いました。平成31年度は3.7%で行いましたが、令和2年度は平成28年度から平成30年度並みの水準に戻ったと考えてございます。

今後も引き続き優秀な教員の採用に尽力していくとともに、条件付採用の厳正な運用に努めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願い申し上げます。

北村委員。

【北村委員】 どうもありがとうございます。今の御説明で運用状況についてはよく分かりましたが、校種別で言うと、どこの校種が多いのかなということを少し思ったんですけれども。特に東京は今どういう状況かあれですけれども、今後35人学級というのが進んでいく中で、例えば小学校教員がこれから必要だとかいうのであれば、こういう枠でも積極的に採るということもあるのかもしれないので、校種別の状況を教えていただければと思います。

【人事部長】 恐れ入ります。校種別でございますけれども、小学校の正式採用にならなかった者の割合ですが、全校種で2.8%ですが、小学校だと3.2%というふうにやや高く出ております。ちなみに中学校は2.4%、高校は0.6%という状況でございます。なぜかと考えますに、採用するときの採用選考倍率で考えますと、小学校の方が倍率がやや低いという、そういう事情もありまして、そのようなことが影響している可能性がございます。

【北村委員】 そんなに大きな差ではないのかもしれないですけれども、少し丁寧

すので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【教育長】 遠藤委員、お願ひします。

【遠藤委員】 これは正式採用というのは、ここにありますように、地方公務員法で決められているということなのですけれども、前にお伺ひしていたと思うのですが、全体の応募者と、それから採用という感じで、倍率がこうですというのは伺っているのですけれども、ただ人事の感触として、今、国家公務員の希望者が減っているというようなことが言われ、時に小・中学校の先生についても何となく減っているみたいな話も。御担当の立場から見て、ここにあります数年の実績が出ていますけれども、この絶対数ではなくて、応募に対する採用というような、あるいは応募の意欲みたいな形で、先生になる雰囲気と言いますか、若者が先生になりたくないという人が増えているのか、あるいはむしろこういうときだからこそ先生になって、子供たちの教育に力を尽くそうという若者が増えているのか、感じでいいのですけれども、現場の最前線で、感触、いや何も感じないのならいいのですけれども、どのようなふうを考えているでしょうか。

【人事部長】 先ほど小学校の方が応募倍率と言いますか選考倍率が下がってしまっているというふうに申し上げましたけれども、その中身を分析いたしますと、是非採用してくれという応募者が少し減っているという現象があります。社会的には、教育の職の魅力が起因しているのではないかという分析の報道もよくされているのですけれども、私どもはちょっと違うかなというふうに考えておりまして、それはどういうことかと言いますと、特に小学校教員ですと、養成できる大学が教育学部系の大学でございまして、大学に入るときから多くの方は小学校教員になろうというふうに心を決めて入ってくださっている方が多くて、卒業すると、一定程度は別の道を歩まれますが、多くの方は小学校を受けてくださいます。なぜ人数が下がってきてしまうかという、かつて高倍率のときには、いわゆる就職浪人と言いますか、倍率が高いからこそ採用されなくて、非正規型の雇用の教員ですとか、臨時的任用ですとか、そういった方で職をつなぎながら小学校教員を受け続けるという方が一定程度いましたが、最近採用者数が多いので、その方が徐々に減ってきているという現象がありまして、既卒の、就職浪人組の方がやや少なくなっていますので、受ける方が少なくなってい

るのかなというふうに思っています。ですので、新しく参入してくる方が毎年ほぼ一定で、実はあまり変わっていないということもありまして、実際、応募者の方々は、皆さん小学校の教員になろうという熱意のある方が多いかなと思っています。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではほかにございませぬようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月27日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございます。5月13日となりますが、現在のところ案件がございません。そこで次回の定例会につきましては、5月第4木曜日の5月27日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと存じます。

【教育長】 ただいま御説明がありましたとおり、5月13日は案件がないとのことでございますので、この場で5月13日の教育委員会は開催しないことにいたしたいと存じますが、よろしゅうございませぬでしょうか。それでは5月13日の教育委員会は開催しないことといたします。次回は第4木曜日の5月27日となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

日程そのほか、何かございませぬでしょうか。よろしゅうございませぬか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午後1時21分)